

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、養老町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 9月 3日

岐阜県知事 古田 肇

町 名	期 日	時 間	場 所	地 域
養老町	令和6年 10月22日 (火)	午前10時から 正午まで	J Aにしみの 養老南支店 (下笠1188-1)	池 辺 笠 郷 上多度
	10月23日 (水)	午前10時から 正午まで	J Aにしみの 養老北支店 (安久12-1)	室 原 日 吉 小 畑 多 芸
	10月24日 (木)	午前10時から 午後3時まで	J Aにしみの 養老中支店 (石畑1230)	全 域